

鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第17号

鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

第9条第3項第7号中「第4項まで」の次に「又は第10条の2」を加え、「婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設）」を「女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。